

「公用文作成の考え方」（文化審議会建議案）について（案）

1 経緯

（１）「公用文作成の要領」（昭和２６年）の見直し

「公用文作成の要領」は、昭和２６年に当時の国語審議会が建議し、翌２７年に内閣官房長官依命通知別紙（昭和２７年内閣閣甲第１６号）として各省庁に通知されたもの。公用文作成の基本的なルールや留意事項を示す。

同要領は、既に通知から７０年近くが経過。基本となる考え方は現代に通用するものの、内容のうちに公用文における実態や社会状況との食い違いが目立っていた。また、公用文を発信する方法もデジタル社会の進展により多様化。SNSなどを用いた広報等にも対応できるよう現代社会に見合った手引として同要領を改める必要性が、各府省庁を対象に実施した調査等で指摘されていた。

（２）文化審議会国語分科会における検討

平成３０年度から国語審議会の後継組織である文化審議会国語分科会で「公用文作成の要領」の見直しについて審議、現代社会にふさわしい手引とするための考え方を整理し、令和３年３月に「新しい「公用文作成の要領」に向けて（報告）」を取りまとめ。

2 文化審議会から「公用文作成の考え方」を文部科学大臣宛て建議（案）

（１）政府内への周知に向けた調整（本年１２月中）

国語分科会報告の内容を政府内に周知するための素案について、各府省庁との協議、国民からの任意の意見募集を実施。協議及び意見募集の結果を素案に反映。

（２）文化審議会から文部科学大臣宛て建議（令和４年１月初頭を予定）

（１）で実施した調整を受け、国語分科会報告を文化審議会で「公用文作成の考え方」として取りまとめ。（持ち回り）

今後「公用文作成の考え方」を「公用文作成の要領」に代えて政府内で活用するよう、文化審議会から末松文部科学大臣に建議。

3 文化審議会建議を政府として各府省庁に周知（最終調整中）

（１）しかるべき方法により、建議の周知と活用について、政府から各府省庁に対して通知

上述した現行の内閣官房長官依命通知（昭和２７年）は廃止される予定。

（２）通知をもって、現行の「公用文作成の要領」に代え、文化審議会建議「公用文作成の考え方」を政府内で活用予定